

## 平成24年度 第1回宇都宮市地域密着型サービス運営委員会 次第

▽日時：平成24年7月31日（火）

午後6時30分～

▽場所：市役所14階 14C会議室

### 1 開 会

### 2 議 事

- (1) 会長及び副会長の選出について・・・参考資料5
- (2) 平成24年度地域密着型サービス事業者の募集結果及び審査結果について  
・・・資料1，別紙1，参考資料1～4
- (3) 地域密着型サービス事業所の指定について  
・・・資料2

### 3 その他

### 4 閉 会

#### <会議資料>

- (資料1) 平成24年度地域密着型サービス事業者の募集結果及び選定について
- (資料2) 地域密着型サービス事業所の指定について
  
- (別紙1) 平成24年度地域密着型サービス応募事業者の事業計画概要
  
- (参考資料1) 応募事業者（法人A）の建築計画概要（平面図）
- (参考資料2) 応募事業者（法人B）の建築計画概要（平面図）
- (参考資料3) 応募事業者（法人C）の建築計画概要（平面図）
- (参考資料4) 応募事業者（法人D）の建築計画概要（平面図）
- (参考資料5) 宇都宮市地域密着型サービス運営委員会設置要綱

平成24年度地域密着型サービス運営委員会委員名簿

平成24年4月1日

(任期：平成26年3月31日まで)

No.	氏名	推薦団体名称等	備考
1	古川 和稔	宇都宮短期大学人間福祉学科	
2	柴田 ミチ子	宇都宮介護者の会（ゆりかご会）	
3	齋藤 郁子	栃木県認知症の人と家族の会	
4	渡辺 洋伸	宇都宮市医師会	
5	小林 豊	宇都宮市歯科医師会	
6	岡地 和男	宇都宮市社会福祉協議会	
7	山口 建一	宇都宮市民生委員・児童委員協議会	
8	永井 久司	宇都宮市自治会連合会	
9	山本 晃子	とちぎケアマネージャー協会	
10	寺内 貞雄	栃木県社会福祉士会	
11	宇山 房子	栃木県看護協会	
12	尾崎 匡男	宇都宮市介護サービス事業者連絡協議会	
13	岩崎 正日登	宇都宮市居宅介護支援事業者連絡協議会	

## 平成24年度地域密着型サービス事業者の募集結果及び審査結果について

## 1 応募期間

応募受付 : 平成24年7月2日(月)～平成24年7月5日(水)

## 2 募集結果

募集施設及び応募状況

	施設種別	応募者数	圏域
1	地域密着型特別養護老人ホーム	1 事業者	清原圏域
2	認知症対応型共同生活介護	6 事業者	瑞穂野, 中央・築瀬・城東圏域, 石井・陽東圏域2, 奈坪圏域, 城山圏域
3	認知症対応型通所介護	応募者なし	
4	小規模多機能型居宅介護	1 事業者	中央・築瀬・城東圏域

## 3 審査結果

## (1) 1次審査

ア 審査方法: 応募資格, 応募要件, 介護保険法基準などの関係法令等の適否についての書類審査

イ 審査結果: 8 事業所が合格

※認知症対応型共同生活介護の1事業者については, 建築基準法令に該当しないことが要件

## (2) 2次審査

ア 審査方法: 事業計画の安定性・実現性, 代表者等の経営理念・能力・適正, 立地・周辺環境及び建築内容, 事業の実施方針・建築・資金・運営等についてのヒアリング審査

イ 審査結果:

① 地域密着型特別養護老人ホーム: 法人A(清原圏域)

② 認知症対応型共同生活介護: 法人B(瑞穂野)

法人C(石井・陽東圏域)

(法人Cは, 建築基準法令に該当しないことが要件)

③ 小規模多機能型居宅介護: 法人D(中央・築瀬・城東圏域)

(3) 事業計画概要・・・別紙1のとおり

## 4 事業者の指定時期(予定)について

(1) 地域密着型特別養護老人ホーム: 法人A(平成25年4月1日予定)

(2) 認知症対応型共同生活介護: 法人B(平成25年4月1日予定)

法人C(平成25年3月1日予定)

(3) 小規模多機能型居宅介護: 法人D(平成25年4月1日予定)

平成24年度地域密着型サービス応募事業者の事業計画概要

<地域密着型特別養護老人ホーム>

圏域	法人名	I 法人運営				II 建設計画				III 資金計画				その他							
		直近年度決算関係				建設用地概要				資金計画(千円)				家賃 光熱水費 (円) ※月額	食費(円)	併設	備考				
		主な経営事業内容	資産総額 (円)	純資産 比率 (%) *1	負債比 率(%) *2	流動比 率(%) *3	設置場所	確保の方法	法的制限解除等 の要件	担当権 設定等	建物 所有 形態	延床面積計 (㎡) 構造	設備等					総事業費 *4	補助金	自己資 金	借入金
1	清原	法人A ・特別養護老人ホーム(広域型) ・短期入所生活介護 ・通所介護 ・訪問介護 ・居宅介護支援 ・介護予防支援	706,559,483	93.3%	7.2%	910.8%	【設置場所】 鎌山町 【地積】 (公簿)3,578.50 ㎡	法人所有 ・開発許可要	無	法人所有	1,286.72㎡ 木造 1階建 13.45~15.46m	設備等 2ユニット(29室)	340,180 <内訳> (0) 土地取得費 (312,190) 建設費等 (28,000)	116,000	47,690	176,500	なし	入居費 1,990 (62,819)	1日1,380円	無	

<認知症対応型共同生活介護>

圏域	法人名	I 法人運営				II 建設計画				III 資金計画				その他							
		直近年度決算関係				建設用地概要				資金計画(千円)				家賃 光熱水費 (円) ※月額	食費(円)	併設	備考				
		主な経営事業内容	資産総額 (円)	純資産 比率 (%) *1	負債比 率(%) *2	流動比 率(%) *3	設置場所	確保の方法	法的制限解除等 の要件	担当権 設定等	建物 所有 形態	延床面積計 (㎡) 構造	設備等					総事業費 *4	補助金	自己資 金	借入金
1	瑞穂野	法人B ・特定施設入居者生活介護 (ケアハウス)	731,942,501	72.90	37.17	960.12	【設置場所】 上桑島町 【地積】 (公簿)1614.64 ㎡	法人所有 予定(寄付) ・開発許可要 ・農地転用届出要	無	法人所有	774.8㎡ 木造 1階建 12.00m	設備等 2ユニット(18室)	163,870 <内訳> (152,270) 建設費 (11,600) 運転資金等	30,000	133,870	0	100,000	家賃 36,000 管理・運 転費 21,000 光熱水 費 (1,500円)	月額 45,000 <内訳> 1日1,500円	無	
2	石井・陽 東	法人C ・認知症対応型共同生活介護(事業所) ・小規模多機能型居宅介護(事業所) ・通所介護事業所(事業所) ・医療部門(診療所)	280,864,647	13.04	666.95	121.74	【設置場所】 陽東一丁目 【地積】 (公簿)430.0㎡	法人所有 ・開発許可不要 ・通所線制限あり(※)	無	法人所有	532.25㎡ 木造 2階建 11.0~11.2m	設備等 2ユニット(18室)	190,000 <内訳> (120,000) 建設費等 (70,000) 運転資金等 (10,000)	30,000	0	100,000	200,000 (契約時 撤収返 却なし)	家賃 40,000 水運光熱 費 20,000 朝食410円 昼食610円 夕食510円 共益費 5,000	月額 45,000 <内訳> 1日1,500円	無	※南側道路に面する建築物の高さが増えることにより、建築基準法第56条による高さ制限を超えている。隣り部分の道路路肩縁石及び西側道路境界線に面する建築物の軒の出に注意。

<小規模多機能型居宅介護>

圏域	法人名	I 法人運営				II 建設計画				III 資金計画				その他							
		直近年度決算関係				建設用地概要				資金計画(千円)				家賃 光熱水費 (円) ※月額	食費(円)	併設	備考				
		主な経営事業内容	資産総額 (円)	純資産 比率 (%) *1	負債比 率(%) *2	流動比 率(%) *3	設置場所	確保の方法	法的制限解除等 の要件	担当権 設定等	建物 所有 形態	延床面積計 (㎡) 構造	設備等					総事業費 *4	補助金	自己資 金	借入金
1	中央・築 瀬・城東	法人D ・訪問介護 ・居宅介護支援 ・小規模多機能型	86,786,603	11.26	787.77	210.22	【設置場所】 築瀬町 【地積】 (公簿)425.00㎡	法人所有 予定(売買) ・開発許可不要 ・農地転用届出要	無	法人所有	214.47㎡ 木造 平屋建 7.76m	設備等 居室5	83,483 <内訳> (45,100) 建設費等 (32,000) 土地取得費 (6,383)	30,000	6,483	47,000	なし	家賃 2,000 宿泊費 450	朝食 450 昼食 500 夕食 450	無	登録定員: 25名 通い定員: 15名 宿泊定員: 5名

\*1 純資産比率:純資産/総資産×100 ⇒ 純資産比率が高いほど経営の安定性が高い。35%以上は高水準。  
\*2 負債比率:負債/純資産×100 ⇒ 純資産に対して、負債が何倍あるか。低ければ安全性が高く、中小企業では100~250%が目安。  
\*3 流動比率:流動資産/流動負債×100 ⇒ 短期の返済が必要ない流動負債の返済能力を評価する。通常120%以上あれば安全。  
\*4 総事業費の内訳:建築費+外溝工事費+敷地造成費+設備・備品費

## 地域密着型サービス事業所の指定について

### ◎趣旨

平成23年度に公募した地域密着型サービス事業所の指定について、報告するもの

#### 1 地域密着型介護老人福祉施設

事業者名	事業所名	所在地	指定年月日
社会福祉法人 桜寿会	特別養護老人ホーム ふくろうの杜	宇都宮市逆面町 385番地1	H24.4.1
社会福祉法人 長寿栄光会	特別養護老人ホーム 宮の里ふじおか	宇都宮市宝木本町 2059番地3	H24.5.1
社会福祉法人 ふれあいコープ	特別養護老人ホーム みどりの樹	宇都宮市緑 5丁目13番8号	H24.5.1

#### 2 認知症対応型共同生活介護：介護予防認知症対応型共同生活介護

事業者名	事業所名	所在地	指定年月日
社会福祉法人 正恵会	グループホーム ホームタウン上河内	宇都宮市下小倉 1234番地1	H24.4.1

#### 3 小規模多機能型居宅介護：介護予防小規模多機能型居宅介護

事業者名	事業所名	所在地	指定年月日
社会福祉法人 千成会	どんぐり亭	宇都宮市鶴田町 1986番地7	H24.4.1
社会福祉法人 正恵会	小規模多機能 ホームタウン上河内	宇都宮市下小倉 1234番地1	H24.4.1

## 宇都宮市地域密着型サービス運営委員会設置要綱

### (設置)

第1条 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）の規定による地域密着型サービス及び地域密着型介護予防サービス（以下「地域密着型サービス」という。）の円滑かつ適正な実施に資するため、宇都宮市地域密着型サービス運営委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項に関して、市長若しくは地域密着型サービス事業者選定委員会の諮問に答え、又は意見を具申する。

- (1) 地域密着型サービス事業者（地域密着型サービスを提供する事業者をいう。以下同じ。）の指定に関する事。
- (2) 法の規定による本市における地域密着型サービスの費用の額に関する事。
- (3) 法の規定による本市における地域密着型サービス事業者の設備又は運営の基準に関する事。
- (4) 地域密着型サービスの質の確保又は地域密着型サービス事業者の運営評価に関する事。
- (5) その他地域密着型サービス事業者の適正な運営に関する事。

### (組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、関係者の意見反映、公平性の確保等の観点を踏まえ、学識経験者その他地域密着型サービスの適正な運営を確保する上で必要と認められる者の中から市長が委嘱する。

### (任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(委員等が役員である法人の応募禁止)

第5条 委員、その配偶者又は委員の三親等以内の親族が役員である法人は、市の募集する社会福祉施設等の事業者となることができない。

### (会長及び副会長)

第6条 委員会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 委員会は、半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員会は、必要があると認めるときは、関係人の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。
- 5 委員が宇都宮市社会福祉施設等事業者選考専門委員（以下この項において「専門委員」という。）に選任された場合において、その委員が専門委員として調査し、又は選考した案件について委員会に付議されたときは、当該委員は、その議事に関与することができない。

(守秘義務)

第8条 委員及び関係人は、会議において知り得た情報を外部に漏らしてはならない。なお、その職を退いた後においても同様とする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、保健福祉総務課又は高齢福祉課において処理するものとし、担当の区分は別表に定めるところによる。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成18年2月16日から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年5月1日から適用する。

別表（第9条関係）

区 分	庶務担当課
第2条第1号又は第3号の規定による事項を審議する会議	保健福祉総務課
第2条第2号の規定による事項を審議する会議	高 齢 福 祉 課
第2条第4号又は第5号の規定による事項を審議する会議	保健福祉総務課と高齢福祉課間で協議して定める。